SMALL AND MEDIUM ENTERPRISE MANAGEMENT CONSULTANT

2026 年合格目標

中小企業診断士講座

1次試験対策

合格テキスト 6

経営法務

6

資格★合格クレアール

目　　次

経営法務

論点No.1　個人事業と法人事業…… 1
論点No.2　法人の種類…… 3
論点No.3　個人事業の開始・届出に関する知識…… 8
論点No.4　会社の設立と登記…… 10
論点No.5　組合の種類と設立登記…… 12
論点No.6　労働保険・社会保険の届出および法人事業の届出…… 15
論点No.7　合併および会社分割の手続き…… 17
論点No.8　事業譲渡等…… 24
論点No.9　組織変更手続き…… 31
論点No.10　倒産に関する知識 …… 34
論点No.11　会社更生法 …… 36
論点No.12　民事再生法 …… 39
論点No.13　破　産 …… 42
論点No.14　解散と清算 …… 45
論点No.15　産業財産権（工業所有権）の概説 …… 48
論点No.16　特許制度 …… 51
論点No.17　特許権とその侵害 …… 62
論点No.18　実用新案権 …… 67
論点No.19　意匠権 …… 72
論点No.20　商標権などに関する知識 …… 79
論点No.21　著作権の種類 …… 88
論点No.22　著作権などに関する契約 …… 94
論点No.23　知的財産権に関する契約 …… 97
論点No.24　知的財産権に関する国際条約 ……102
論点No.25　トレードシークレットに関する知識 ……106
論点No.26　契約に関する基礎知識 ……110
論点No.27　外国企業との取引に関する法律知識 ……114
論点No.28　動産売買をめぐる法律知識 ……120
論点No.29　不動産売買をめぐる法律知識 ……123
論点No.30　業務提携契約 ……125
論点No.31　フランチャイズ契約 ……130
論点No.32　民法概説 ……133

論点No. 33　民法・総則の知識 …… 136
論点No. 34　民法・物権法の知識 …… 140
論点No. 35　民法・債権法の知識 …… 142
論点No. 36　民法・家族法の知識 …… 151
論点No. 37　会社法・株式と株主総会の知識 …… 157
論点No. 38　会社法・会社の機関の知識 …… 163
論点No. 39　会社法・会社の計算の知識 …… 169
論点No. 40　金融商品取引法 …… 171
論点No. 41　独占禁止法 …… 174
論点No. 42　不正競争防止法 …… 180
論点No. 43　製造物責任法 …… 184
論点No. 44　消費者保護関連の規制 …… 187
論点No. 45　市場の種類 …… 195
論点No. 46　有価証券報告書とディスクロージャー …… 197
論点No. 47　インベスター・リレーションズ（ＩＲ）…… 201
論点No. 48　社債の発行手続き …… 203
論点No. 49　株式公開手続き …… 207
論点No. 50　その他経営法務に関する事項 …… 211

学習アイコンの説明

過去問チェック

H17年以降の過去問・選択肢の適切・不適切の判断ポイントとなる要点には点線を引いています（注１：**非常識合格法のコンセプトより**重要度Ｃ（重要度「低」）の過去問には対応していません）。その内容が問われた過去問の出題年度、問題番号（設問・選択肢）を記載（注２：過去問題集の収録はH28年～Ｒ６年の問題です。ただし、法改正・制度改正により削除した問題は出題傾向の欄に「削除」と記載。）しています。

LINK

他の科目と関連する項目又はキーワードを指摘し、その科目名と論点№又はキーワードを示しています。リンクを使うことにより横断的に学習することができます。



理解のツボ

キーワードはテキスト本文中に太字で掲載していますが、その中でも出題頻度の高いキーワードを理解のツボで補足解説しています。

学習のPOINT



論点のポイントを箇条書しています。忙しくて学習時間が取れない方や得意としている分野については、学習のポイントで要点を押さえることができます。

論点 No.1 個人事業と法人事業

出題傾向

H17年～R６年出題実績なし。

出題予想

出題確率は低いと予想。個人事業と法人事業の主な特徴を押さえておく。

MEMO

1 個人事業の主な特徴

① 小さな小売店やサービス業に適している。
② 開業手続きは簡単で費用がかからない。
③ 事業内容の変更は経営者の意思により法的な制約はない。
④ 開業のための資金は必要だが、資本金という形で一定額を準備しなければならないということはない。
⑤ 事業から生じた利益はすべて経営者個人のものとなるが、取引によって生じた債務は経営者が自分の財産をもって弁済する。
⑥ 所得が多くなると累進課税制度により、法人よりも税率が高くなる。

2 法人・会社とは何か

法人…法律上、権利義務の主体となることを認められたものである。
会社…営利性の高い行為を行い、権利義務の主体となることが認められたものである。

3 法人事業の主な特徴

① 一般的に社会的信用力に優れ、大きな事業を行う場合や取引先の開拓、従業員の確保等の点で有利である。
② 法人設立には手間と時間と費用がかかる。
③ 事業内容は**「定款」の範囲内に限定**される。定款に記載された目的だけではなく、そのために必要有益な行為も目的の範囲内である。変更するには登記が必要である。
④ **最低資本金は撤廃**され、１円からでも会社設立可能である。
⑤ 株式会社・合同会社の場合は、出資の範囲内での**有限責任**となる。ただし、中小企業では代表者が連帯保証の責任を負うことが多い。
⑥ 役員報酬は経費となる。
⑦ 所得が多くなると個人事業よりも税率が低くなる等の**節税効果**がある。

MEMO

学習のPOINT



□ 事業の規模、業種、将来への見込み等によって開業形態を選択する。
□ 個人事業は、手続きは簡易だが、無限責任（社員が自己の全財産をもって、債権者に対して弁済する責任を負う）である。
□ 個人事業は、所得が多くなると累進課税制度により法人よりも税率が高くなる。
□ 法人事業は、定款作成や登記等の手続きが必要だが、社会的信用力に優れている。
□ 法人の事業内容は「定款」の範囲内に限定される。
□ 法人の最低資本金は撤廃され、１円からでも会社設立可能である。
□ 株式会社・合同会社の場合は、出資の範囲内での有限責任となる。ただし、中小企業では代表者が連帯保証の責任を負うことが多い。
□ 法人の役員報酬は経費となる。
□ 法人事業は、所得が多くなると個人事業よりも税率が低くなる等の節税効果がある。

論点 No.2 法人の種類

出題傾向

H18年　第１問、第３問★	H30年　第１問★
H21年　第16問（設問１・設問２・設問３）	R１年　第１問★
H22年　第５問、第６問（設問１★・設問２★）	R４年　第４問
H26年　第17問	R５年再試験　第５問

★印は、論点を理解するのに最適な問題を示します。

出題予想

出題頻度の高い論点。法人の種類・特徴をしっかり理解する。また持分会社の区別をできるようにしておく。

MEMO

1　法人の種類

法人は大きく公法人と私法人に分類される。

公法人…国家的公共事業の遂行に関わる目的で公法に準拠。国や地方自治体等。

私法人…私的な任務遂行のために私法に準拠。

① **公益法人**…学校法人、宗教法人、ＮＰＯ法人等。

② **中間法人**…労働組合、協同組合等。

③ **営利法人**…株式会社、持分会社。

2　営利法人の種類

過去問チェック
H22−6(1)
H30−1
R1−1−イウエ

（1）株式会社と持分会社の違い

出資者＝社員の地位が株式か持分かということ。株式は広く流通させることが可能だが、持分は広く流通することを前提としていない。

株式会社と持分会社

	株式会社	合名会社	合資会社	合同会社
出資者の地位	流通を前提とする株式	流通を前提としない持分		
出資者の責任	間接有限責任	無限責任	直接有限責任 または無限責任	間接有限責任
設立時最低社員 （出資者）数	1名	1名	2名	1名
定款認証	必要	不要		
業務執行権 代表権	取締役 （取締役会非設置会社） 代表取締役 （取締役会設置会社）	原則として全社員が業務執行、会社代表 （定款で一部の社員のみとすることは可能）		
取締役（または代表社員）の任期	原則2年 （非公開会社は最長10年）	制限なし		
重要事項決定	株主総会	原則として全社員による合意		
利益・権限	出資額に比例	決め方は自由		
決算公告	必要	不要		

（2）株式会社の主な特徴

① 原則として誰でも株式を取得すれば株主となれるため、広く資本を結集し大規模会社を作れる。

株式譲渡自由の原則があるが、定款の定めにより**株式譲渡制限会社**も存在し、中小企業は株式譲渡制限会社の方が多い。

過去問チェック
R4−4−エ

② **間接有限責任**

株主は株式の引受価額を限度に出資義務を会社に対して負うが、会社債権者に対しては責任を負わない。

③ **所有と経営の分離**

本来、株主は会社経営全般の意思決定ができるはずだが、経営という専門的な仕事は株主総会で選任した取締役等に任せているということである。ただし、経営上重要な決定は株主総会で決められる。また、株式譲渡制限会社・取締役会非設置会社では所有と経営の分離は行われていない。

④ **剰余金分配規制**

配当等社外流出の場合は、少なくとも剰余金が必要で、債権者保護を行っている。

MEMO

（3）持分会社の特徴

少数の**信頼しあえる仲間の集まり**で運営される会社である。合名会社・合資会社・合同会社がある。

過去問チェック
H18−3−①②③④
H21−16(1、2)
H22−6(1)
H22−6(2)−c
H26−17

合名会社の主な特徴

① **無限責任社員のみ**で構成。会社債務の返済は個人財産によっても弁済義務がある。
② 退社しても２年間は会社債務の無限責任を負う。
③ 各社員が業務執行権、代表権を有する。
④ 持分譲渡・定款変更等の重要事項は原則**社員全員の同意**が必要である。
⑤ 法人格が認められている。
⑥ 株式会社への組織変更、合資会社、合同会社へ種類変更することができる。
⑦ 法人税が課せられる。

合資会社の主な特徴

① **無限責任社員**と**有限責任社員**で構成されている。
② 有限責任社員でも無限責任社員同様に原則業務執行権と代表権を有する。
③ 定款変更等の重要事項については原則**社員全員の同意**が必要である。
④ 法人格が認められている。
⑤ 株式会社への組織変更、合名会社、合同会社へ種類変更することができる。
⑥ 法人税が課せられる。

合同会社（日本版ＬＬＣ）の主な特徴

過去問チェック
R4−4−ウエ
R5再−5

① **すべて有限責任社員**だが、運営は社員全員が関与可能である。（１人でも設立可能）
② **法人税**が課せられる。
③ 定款で業務執行社員を定められる。善管注意義務・競業避止義務等がある。
④ 原則社員の**出資割合に応じた利益配当**となる。定款で特別配当も可能である。
⑤ 債権者保護のため、出資の払戻し及び退社に伴う持分の払戻しは制限される。
⑥ 定款変更は原則社員全員の同意が必要である。
⑦ 定款に別段の定めがある場合を除き、業務は社員の過半数をもって決定する。
⑧ 法人格が認められている。
⑨ 株式会社への組織変更、合名会社、合資会社へ種類変更することができる。
⑩ 自然人、法人いずれも業務執行社員となることができる。

MEMO

過去問チェック
H18−1−エ
H18−3-②③④
H21−16(1,2,3)
H22−5
H22−6(2)−D

（4）その他

① 特例有限会社

会社法の施行により、有限会社法が撤廃され「有限会社」の新設は認められなくなった。しかし、今までの有限会社は会社法において株式会社の一種である「特例有限会社」として存在する。商号は「有限会社」と称することが義務付けられている。また定款の変更により**株式会社への変更も可能**となった。

② 有限責任事業組合（ＬＬＰ）

「有限責任事業組合契約に関する法律」に基づいて設立登記されたもので、合同会社と同様の有限責任等の特徴を有する。

有限責任事業組合（ＬＬＰ）の主な特徴

・**パススルー課税**（ＬＬＰ自体には課税されず、構成員に直接課税される）が認められている。
・ＬＬＰは組合であり、構成員は２人以上必要である（組合員のうち１人以上が日本居住者または内国法人でなければならない）。
・株式会社に組織変更することはできない。
・業務執行は組合員全員の同意が必要である。
・組合員の同意により、出資割合とは異なる利益配分ができる。
・法人格は認められていない。

③ 特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）

特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体であって、特定非営利活動促進法によって設立された法人。設立目的は、保健、医療または福祉の増進を図る活動等の法定の20項目で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものに限られる。しかし、特定非営利活動の事業に支障のない範囲で、収益事業等その他の事業を行うことができる。ただし、その収益は特定非営利活動にかかる事業のために使用しなければならない。

特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の主な特徴

・役員として理事を３人以上、監事を１人以上置かなければならない。なお、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の３分の１以下でなければならない。
・特定非営利活動法人を設立するためには、定款、役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面、設立趣意書等の必要書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。
・特定非営利法人は、毎事業年度初めの３か月以内に前事業年度の事業報告書等並びに役員名簿等を作成し、定款等とともに、その社員その他の利害関係人が閲覧できるよう主たる事務所に備え置かなければならない。

MEMO

学習のPOINT



□ 株式会社と持分会社の違いは出資者＝社員の地位が株式か持分かということ。

□ 株式会社の特徴は、①広く資本を結集し大規模会社を作れること、②間接有限責任、③所有と経営の分離、④剰余金分配規制にある。

□ 合名会社の特徴は、①無限責任社員のみで構成、②退社しても２年間は会社債務の無限責任を負う、③各社員が業務執行権、代表権を有する、④持分譲渡・定款変更等の重要事項は原則社員全員の同意が必要である、⑤法人格が認められている、⑥株式会社、合資会社、合同会社への組織変更することができる、⑦法人税が課せられる。

□ 合資会社の特徴は、①無限責任社員と有限責任社員で構成、②有限責任社員でも無限責任社員同様に原則業務執行権と代表権を有する、③定款変更等の重要事項については社員全員の同意が必要である、④法人格が認められている、⑤株式会社、合名会社、合同会社へ組織変更することができる、⑥法人税が課せられる。

□ 合同会社の特徴は、①すべて有限責任社員だが、運営は社員全員が関与可能、②法人税が課せられる、③定款で業務執行社員を定められる、④原則社員の出資割合に応じた利益配当となる、⑤債権者保護のため、出資の払戻し及び退社に伴う持分の払戻しは制限される、⑥定款変更は原則社員全員の同意が必要である、⑦定款に別段の定めがある場合を除き、業務は社員の過半数をもって決定する、⑧法人格が認められている、⑨株式会社、合名会社、合資会社への組織変更することができる。

□ 有限会社の新設は不可能となったが、特例有限会社として存在している。

□ 有限責任事業組合（ＬＬＰ）は「有限責任事業組合契約に関する法律」に基づいて設立登記されたもので、合同会社と同様の有限責任等の特徴を有するが、パススルー課税（ＬＬＰ自体には課税されず、構成員に直接課税される。）が認められている。

□ ＬＬＰは組合であるため、株式会社に組織変更することはできない。

□ ＬＬＰは組合員の同意により、出資割合とは異なる利益配分の割合を決めることができる。

□ 特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）は特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体であって、特定非営利活動促進法によって設立された法人。

□ 特定非営利活動法人には、役員として理事を３人以上、監事を１人以上置かなければならない。なお、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の３分の１以下でなければならない。

□ 特定非営利活動法人を設立するためには、定款、役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面、設立趣意書等の必要書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

□ 特定非営利法人は、毎事業年度初めの３か月以内に前事業年度の事業報告書等並びに役員名簿等を作成し、定款等とともに、その社員その他の利害関係人が閲覧できるよう主たる事務所に備え置かなければならない。

論点 No.3 個人事業の開始・届出に関する知識

出題傾向

H17年～Ｒ６年出題実績なし。

出題予想

出題確率は低いと予想。個人事業を開始する際の手順をマスターする（実務的には創業希望者からよく問われる重要事項である）。

MEMO

1 個人事業開業までの準備（法的なもの）

① 許認可・資格等が必要な事業か否かの確認と必要ならば申請取得
② 不動産貸借契約の締結

2 許認可・届出等

事業活動を行うのは原則自由であるが、我が国の社会全体として一定の衛生水準や技術水準を確保するという考え方から、**法令により許可、認可、登録、指定、届出および認証**を必要とする事業が数多く存在する。

（1）主な許認可･届出窓口

① **保健所（市区町村に設置）**が窓口となっている事業
環境衛生関連業種
飲食店業、食品製造・販売業、理美容業、クリーニング業、旅館業等

② **警察署**が窓口となっている事業
風俗・保安・安全関連業種
マージャン店、パチンコ店、ダンスホール、ナイトクラブ、古物商、警備業、指定自動車教習所等

③ **運輸局・都道府県**が窓口となっている事業
旅行・運輸関連業
旅行代理店、貨物運送業、自動車整備業、倉庫業、駐車場等

MEMO

3　個人事業の届出

（1）主たる事業所の所轄税務署に以下の書類を提出する。

① 開業届出書（開業の日から１か月以内）

② **所得税の青色申告承認申請書**（開業の日から２か月以内。１月１日から１月15日の場合は、３月15日まで）＊ただし、青色申告をしたい場合

③ 給与支払事務所等の開設届出書（事業所開設から１か月以内）
＊ただし、従業員を雇う場合

④ 棚卸資産の評価方法の届出書
開業した日の年分の確定申告の提出期限までに届け出。

⑤ 減価償却資産の償却方法の届出書
開業した日の年分の確定申告の提出期限までに届け出。

（2）所轄都道府県税事務所（市町村役場）に以下の書類を提出する。

① 事業開始等申告書（各都道府県で定める日）

4　青色申告の主なメリット

（1）青色申告特別控除

正規の簿記の原則、一般的には複式簿記により記帳し、それに基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付して確定申告期限内に提出し、電子申告または電子帳簿保存をしている場合には、原則としてこれらの所得を通じて**最高65万円を控除**することを認める。なお、電子申告または電子帳簿保存をしていない場合は、最高55万円の控除となる。

（2）青色事業専従者給与

青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち、年齢が15歳以上で、その青色申告者の事業に専ら従事している人に支払った給与（**専従者給与**）は、届出書に記載された金額の範囲内で専従者の労務の対価として適正な金額であれば、**必要経費**として認める。

（3）純損失の繰り越し

事業所得等が赤字になり、純損失が生じたときには、その**損失額を翌年以後３年間**にわたって、各年分の所得から差し引くことができる。

また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて損失額を前年の所得から差し引き、前年分の所得税の還付を受けることもできる。

学習のPOINT

□ 個人事業の届出は所轄税務署にて行う。

□ 青色申告承認申請書のメリットは、①青色申告特別控除、②青色事業専従者給与、③純損失の繰り越し。

論点 No.4

会社の設立と登記

出題傾向

H17年　第４問（設問１・設問２）（削除）	H24年　第19問（設問１★）
H18年　第１問★、第３問	R２年　第２問
H19年　第２問	R４年　第６問（設問２★）
H21年　第３問★	R５年　第５問（設問１★・設問２）
H22年　第１問	R５年再試験　第１問
H23年　第１問	R６年　第６問

★印は、論点を理解するのに最適な問題を示します。

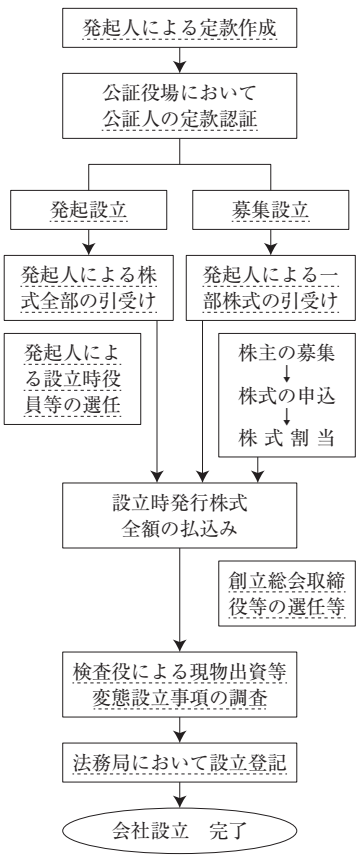
出題予想

過去、頻出の論点であり、要注意。各会社の設立手順をマスターする。

MEMO

過去問チェック
H17−4(1、2)
H18−1
H21−3
H23−1
H24−19(1)
R2−2
R4−6(2)
R5−5(1、2)
R5再−1
R6−6

1　株式会社の作り方



発起人は１人でも複数でも可

定款…会社の根本原則（電磁的記録をもって作成することもできる）

目的・商号・本店所在地・財産
発起人氏名等

発起設立…設立時発行株式総数を発起人のみ引受

募集設立…設立時発行株式総数を発起人と別株主募集

最低資本金…１円（０円ではない）

払込金保管証明書…発起設立の場合、不要
募集設立の場合、必要

現物出資等調査　検査役によって行われる。
ただし、以下の場合は不要。
・総額500万円以下
・市場価格（**相場**）を超えない有価証券。
・価額相当と弁護士、公認会計士、監査法人、税理士等の証明（**不動産についてはさらに不動産鑑定士の鑑定**）を受けた場合。

MEMO

＊事後設立

事後設立とは、会社成立後２年以内に、成立前から存在する取得対価が**会社の純資産額の５分の１超の財産を取得**する契約をする場合で、株主総会の特別決議を必要とする。特別決議とは、その株主総会において議決権を行使することのできる株式の過半数を有する株主が出席し（定足数）、出席した株主の議決権の３分の２以上の多数をもって行う決議をいう（裁判所の検査役調査は不要）。

＊商業登記簿謄本（登記事項証明書）の主な絶対記載事項

① 資本金の額
② 会社の本店及び支店の所在場所
③ 会社の目的

2 合名会社の作り方

設立しようとする者が定款の作成
↓
法務局において設立登記

設立は**１名**で可能
定款の内容…目的、社員の氏名・住所、**社員全員が無限責任社員**であること、社員の出資の内容等

3 合資会社の作り方

設立しようとする者が定款の作成
↓
法務局において設立登記

設立は**２名**以上必要
定款の内容…目的、社員の氏名・住所、**社員の一部が無限責任社員で、他が有限責任社員**であること等

4 合同会社の作り方

過去問チェック
H18−3−②（問題は論点№2に掲載）

設立しようとする者が定款の作成
↓
法務局において設立登記

設立は**１名**で可能
定款の内容…目的、社員の氏名・住所、**社員全員が有限責任社員**であること、社員の出資の内容等

＊持分会社である合名会社・合資会社・合同会社は、公証人役場における**定款認証、出資払込金保管証明書は不要**である。

学習のPOINT

□ 株式会社の発起人は一人でも複数人でも可。
□ 株式会社の最低資本金は１円。
□ 現物出資等調査は検査役によって行われる。なお、総額500万円以下、市場価格（相場）を超えない有価証券、価額相当と弁護士、公認会計士、監査法人、税理士等の証明（不動産についてはさらに不動産鑑定士の鑑定）を受けた場合は調査不要。

論点 No.5 組合の種類と設立登記

出題傾向

H17年～Ｒ６年出題実績なし。

出題予想

過去出題はなく、出題確率は低いと予想。会社と組合の違いおよび各組合の違いを理解しておく。

MEMO

LINK
中小企業経営・政策
政策論点№10

1 組合設立の目的

中小企業が困難な問題を乗り越え新たな発展をしていくためには、個々の企業の自助努力はもちろん大切だが、同じような立場にある中小企業者が組合を組織し、不足している経営資源を相互に補完しあい充実・強化していくことが最も効果的である。

2 組合の種類

主な組合

中小企業等共同組合法に基づく組合	中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合	商店街振興組合法に基づく組合
事業協同組合 企業組合	協業組合 商工組合	商店街振興組合

（1）中小企業等協同組合法に基づく組合

① **事業協同組合**

中小企業者が相互扶助の精神に基づいて協同で事業を行い、経営の近代化・合理化と経済的地位の改善向上を図るための組合。

② **企業組合**

個人事業者や勤労者が組合に事業を統合（個々の資本と労働を組合に提供する）して、組合員は組合の事業に従事し、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行う組合。

③ その他

事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会。

MEMO

（2）中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合

① **協業組合**

組合員になろうとする中小企業者が従来から営んでいた事業の一部又は全部を共同して経営し、事業規模の適正化による生産性の向上を図ろうとする組合。

② **商工組合**

業界全体の改善と発展を図ることを主な目的とする同業者の組合。

（3）商店街振興組合法に基づく組合

① **商店街振興組合**

小売商業・サービス業を営む事業者等が商店街を中心にして組織するもので、環境整備事業や共同経済事業を行って、街づくりを推進しようとする組合。

これらの組合は、設立目的に応じて自由に選ぶことができ、また加入資格があれば既存の組合に加入することもできる。

② その他

商工組合連合会、環境（生活）衛生同業組合

3 組合の設立

発起人【４人（商店街振興組合は７人、連合会は２組合）以上】

発起人のすべきこと

1）設立同意者の募集

2）創立総会への提出議案の作成

3）創立総会の開催手続き

↓

創立総会

・設立同意者の半数以上が出席。１人１票の議決権で議決権総数の３分の２以上の多数で以下のことを可決。

定款案、初年度及び次年度事業計画案、初年度及び次年度収支予算案その他の議案を決議し、役員の選挙により理事、監事を選任。

・第１回理事会を開催し、理事長、専務理事等を選任。

↓

設立認可の申請

・発起人は創立総会終了後、遅滞なく設立認可申請書を作成し、認可行政庁に対し設立の認可を申請。

↓

理事への事務引き継ぎ

・行政庁の認可があった場合は、発起人は、遅滞なく理事に設立事務を引き継ぎ（これによって発起人の任務は終了、それ以降の事務は理事が行う）。

↓

MEMO

・理事は設立同意者に対して設立同意書及び出資引受書により引き受けた出資の払込の請求を行う。

↓

設立の登記

出資の払込が完了したら、払込完了後２週間以内に管轄登記所に設立の登記。

学習のPOINT

□　事業協同組合、企業組合等は中小企業等協同組合法、協業組合、商工組合は中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合は商店街振興組合法に基づく。

論点 No.6 労働保険・社会保険の届出および法人事業の届出

出題傾向

H20年　第16問（設問１・設問２（削除）・設問３）

出題予想

出題頻度は低い。届出先と届出書の種類および留意点を把握する。「論点№３　個人事業の届出」の内容とあわせて学習しておく。

MEMO

1　年金事務所への届出

過去問チェック
H20−16(3)−ウ

・健康保険・厚生年金保険
　①　新規適用届
　②　新規適用事業所現況書
　③　被保険者資格取得届
　④　被扶養者（異動）届
　⑤　国民年金第３号被保険者関係届
　＊法人の事業所は**すべて強制加入**である。
　＊個人事業は、**常時従業員５名以上雇用の場合強制加入**だが、サービス・飲食・娯楽業および**従業員５人未満の場合は任意加入**となる。
　＊届出は適用事業所となってから原則として５日以内に行うこと。

2　公共職業安定所への届出

過去問チェック
H20−16(3)−イ

・雇用保険
　①　適用事業所設置届（適用事業所となってから10日以内に届出）
　②　被保険者資格取得届（従業員を雇用した翌月の10日までに届出）
　＊個人、法人とも**常時雇用する従業員が１名以上**いれば適用事業所となる。

3　労働基準監督署への届出

・労災保険
　①　**労働保険関係成立届**（適用事業所となってから10日以内に届出）
　②　適用事業報告書（適用事業所となってから遅滞なく届出）
　③　就業規則届（**従業員を10名以上雇用する場合**・遅滞なく届出）
　＊個人、法人とも**常時雇用する従業員が１名以上**いれば適用事業所となる。

MEMO

過去問チェック

H20−16(3)−アエ

4 法人事業の税務署への届出

本店所在地の所轄税務署に以下の書類を提出する。

① **法人設立届出書**
（設立の日から２か月以内・定款等の写しや登記簿謄本等の定められた書類の添付）

② **給与支払事務所等の開設届出書**（設立の日から１か月以内）

③ **棚卸資産の評価方法の届出書**
（確定申告の提出期限まで・**届出がない場合は最終仕入原価法**となる）

＊棚卸資産の評価方法の届出
原価法…次のいずれかの方法により算出した取得価額をもって、評価額とする方法（個別法・先入先出法・総平均法・移動平均法・最終仕入原価法・売価還元法）

低価法…種類等の異なるごとに区別し、原価法評価額と期末時価とのいずれか低い方の価額をもって、評価額とする方法

④ **減価償却資産の償却方法の届出書**
（確定申告の提出期限まで。届出がない場合は法定償却方法となる。法定償却方法は一般的には定額法）

LINK
財務・会計
論点№4

＊減価償却資産の償却方法の届出
定額法…減価償却費の額が毎年同額。ただし、資産を年の中途で取得や取壊した場合を除く。
定率法…減価償却費の額は初めの年ほど多く、年とともに減少する。

⑤ **青色申告承認申請書**
（設立３か月を経過した日と最初の事業年度終了日のうち、いずれか早い日の前日まで）

所轄都道府県税事務所（市町村役場）に以下の書類を提出する。
① 事業開始等申告書（各都道府県で定める日）

学習のPOINT

- □ 健康保険、厚生年金保険は年金事務所に届け出る。
- □ 雇用保険は公共職業安定所へ届け出る。
- □ 労災保険は労働基準監督署へ届け出る。
- □ 法人設立したら、所轄の税務署に届け出る。届出は設立登記後に行う。